

地方独立行政法人福岡市立病院機構定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 組織
 - 第1節 役員及び職員（第7条－第12条）
 - 第2節 理事会（第13条－第16条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第17条－第20条）
- 第4章 資本金、出資及び資産（第21条）
- 第5章 雜則（第22条・第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、福岡市における医療施策として求められる救急医療、高度専門医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、福岡市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を福岡県福岡市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、福岡市公報への登載又はインターネットの利用により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情によりこれらの方針によることができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれらの方針に代えることができる。

第2章 組織

第1節 役員及び職員

（役員の定数）

第7条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 7人以内
- (4) 監事 2人

（役員の職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはそ

の職務を行う。

- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は福岡市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員の任命)

- 第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。
- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員の任期)

- 第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 監事の任期は、任命の日から、その対応する理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

- 第11条 理事長、副理事長又は理事は、監事と兼ねることができない。

(職員の任命等)

- 第12条 法人の職員は、理事長が任命する。
- 2 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他法人の職員に関する事項については、法人の規程（以下「規程」という。）で定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

- 第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

- 第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は副理事長及び理事の3分の1以上若しくは監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときに理事長が招集する。

(議事)

- 第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 議長は、理事会を主宰する。
 - 3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

- 第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 病院の診療科目及び病床数に関する事項
- (5) 規程の制定又は改廃（軽微な改正を除く。）に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要な事項

第3章 業務の範囲及びその執行

(病院の設置及び管理)

第17条 法人が設置し、及び管理する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
福岡市民病院	福岡県福岡市博多区吉塚本町
福岡市立こども病院	福岡県福岡市東区香椎照葉五丁目

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(緊急の必要がある場合の市長の要求)

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため市長が必要と認める場合に、市長から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施しなければならない。

(業務方法書)

第20条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金、出資及び資産

第21条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により福岡市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

- 2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表第1のとおりとする。
- 3 福岡市から法人に対し譲渡される資産のうち建物は、別表第2のとおりとする。

第5章 雜則

(残余財産の帰属)

第22条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、福岡市に帰属する。

(規程への委任)

第23条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣の認可があった日から施行する。

別表第1

1 土地

地番	面積
福岡市博多区吉塚本町 291 番 2	平方メートル 5,017.78
福岡市博多区吉塚本町 130 番 11	1,011.00
福岡市中央区唐人町二丁目 133 番 2 (令和 6 年 2 月売却)	16,927.88 (平成 24 年 4 月更正後、 16,925.85)
福岡市東区香椎照葉五丁目 26 番 39	35,000.00

2 建物

名 称	所 在 地	面積
福岡市民病院	病院 福岡市博多区吉塚本町 291 番地 2	平方メートル 延べ 13,603.44
	機械室 福岡市博多区吉塚本町 291 番地 2	4.72
	看護師宿舎 福岡市博多区吉塚本町 291 番地 2	延べ 522.44

別表第2

名 称		所 在 地	面積
福岡市立こども病院・感染症センター	病院 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	平方メートル 延べ 15,095.67
	物置 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	16.91
	物置 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	18.99
	物置 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	延べ 123.20
	機械室 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	5.28
	機械室 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	74.75
	機械室 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	5.04
	機械室 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	29.25
	研修所 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	延べ 294.74
	看護師宿舎 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	延べ 474.50
	看護師宿舎 (平成 29 年 10 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	延べ 474.50
	患児家族宿泊施設 (平成 30 年 4 月除却)	福岡市中央区唐人町二丁目 133 番地 2	延べ 208.88